

3-11 障害児施設における配置基準 (「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」)

20190727 修正更新

©2019sakurakosensei 転載禁止

◎＝必置職員 ★＝条件によって配置される職員
 △＝条件によって配置しないことができる職員
 ●＝通知によって配置される職員（「基準」における義務規定とは別だが通知によって配置される）

福祉型障害児入所施設

*最低 1 人以上が
 児童と起居を共にする

*最低 1 人以上が
 児童と起居を共にする

障害児の種類		配置職員	配置基準
知的障害児	◎	嘱託医	精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
	◎	児童指導員	*おおむね児童の数を 4.3 で除して得た数以上 *児童 30 人以下の施設では、さらに 1 人以上を追加
	◎	保育士	
	◎	児童発達支援管理責任者	
	★	心理指導担当職員	心理指導を行う必要があると認められる児童 5 人以上に心理指導を行う場合
	★	職業指導員	職業指導を行う場合
	△	栄養士	児童 40 人以下を入所させる施設
	△	調理員	調理業務の全部を委託する施設
自閉症児	◎	医師	児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者
	◎	看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）	児童おおむね 20 人につき 1 人以上
	◎	嘱託医	精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
	◎	児童指導員	*おおむね児童の数を 4.3 で除して得た数以上 *児童 30 人以下の施設では、さらに 1 人以上を追加
	◎	保育士	
	◎	児童発達支援管理責任者	
	★	心理指導担当職員	心理指導を行う必要があると認められる児童 5 人以上に心理指導を行う場合
	★	職業指導員	職業指導を行う場合
△	栄養士	児童 40 人以下を入所させる施設	
△	調理員	調理業務の全部を委託する施設	

障害児の種類		配置職員	配置基準
盲ろうあ児	◎	囑託医	眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者
	◎	児童指導員	* 乳幼児おおむね4人につき
	◎	保育士	1人以上 * 少年おおむね5人につき 1人以上 * 児童35人以下の施設では、さらに1人以上を追加
	◎	児童発達支援管理責任者	
	★	心理指導担当職員	心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合
	★	職業指導員	職業指導を行う場合
	△	栄養士	児童40人以下を入所させる施設
	△	調理員	調理業務の全部を委託する施設
	肢体不自由児	◎	囑託医
◎		看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）	
◎		児童指導員	* おおむね児童の数を3.5で
◎		保育士	除して得た数以上
◎		児童発達支援管理責任者	
★		心理指導担当職員	心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合
★		職業指導員	職業指導を行う場合
△		栄養士	児童40人以下を入所させる施設
△		調理員	調理業務の全部を委託する施設

*最低1人以上が児童と起居を共にする

医療型障害児入所施設

障害児の種類		配置職員	配置基準
自閉症児	◎	医療法に規定する病院として必要な職員	
	◎	児童指導員	おおむね児童の数を 6.7 で除して得た数以上
	◎	保育士	
	◎	児童発達支援管理責任者	
肢体不自由児	◎	医療法に規定する病院として必要な職員	施設の長、及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師
	◎	理学療法士 又は作業療法士	
	◎	児童指導員	* 乳幼児おおむね 10 人につき 1 人以上
	◎	保育士	* 少年おおむね 20 人につき 1 人以上
	◎	児童発達支援管理責任者	
重症心身障害児	◎	医療法に規定する病院として必要な職員	施設の長、及び医師は、内科、精神科、「医療法施行令」の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師
	◎	理学療法士 又は作業療法士	
	◎	心理指導を担当する職員	
	◎	児童指導員	
	◎	保育士	
	◎	児童発達支援管理責任者	

*最低 1 人以上が児童と起居を共にする

*最低 1 人以上が児童と起居を共にする

福祉型児童発達支援センター

障害児の種類		配置職員	配置基準
難聴児・ 重症心身障害児 以外の障害児	◎	嘱託医	知的障害児施設の場合、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
	◎	児童指導員	<児童指導員・保育士・機能訓練担当職員の総数> おおむね児童の数を4で除して得た数以上
	◎	保育士	
	★	機能訓練担当職員	日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合
	◎	児童発達支援管理責任者	
	△	栄養士	児童 40 人以下を入所させる施設
	△	調理員	調理業務の全部を委託する施設
難聴児	◎	嘱託医	眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者
	◎	児童指導員	<児童指導員・保育士・言語聴覚士・機能訓練担当職員の総数> おおむね児童の数を4で除して得た数以上 (言語聴覚士の数は、4人以上)
	◎	保育士	
	◎	言語聴覚士	4人以上
	★	機能訓練担当職員	日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合
	◎	児童発達支援管理責任者	
	△	栄養士	児童 40 人以下を通わせる施設
	△	調理員	調理業務の全部を委託する施設

障害児の種類		配置職員	配置基準
重症心身障害児	◎	嘱託医	内科、精神科、「医療法施行令」の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者
	◎	看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）	＜児童指導員・保育士・看護師・機能訓練担当職員の総数＞
	◎	児童指導員	
	◎	保育士	おおむね児童の数を4で除して得た数以上 (機能訓練担当職員の数は、1人以上)
	◎	機能訓練担当職員	1人以上
	◎	児童発達支援管理責任者	
	△	栄養士	児童 40 人以下を通わせる施設
	△	調理員	調理業務の全部を委託する施設

医療型児童発達支援センター

	配置職員
◎	医療法に規定する診療所として必要な職員
◎	児童指導員
◎	保育士
◎	看護師
◎	理学療法士又は作業療法士
◎	児童発達支援管理責任者